

建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料（※和歌山市を除く県内全域）

（令和2年3月24日以降認定申請受付分より）

認定申請手数料の考え方

- 認定申請に法第29条第3項各号に掲げる事項を記載していない場合
 - 認定申請のみ

【1.認定申請手数料】のみの金額となります。
 - 認定申請と同時に、法第30条第2項の申し出を行う場合

【1.認定申請手数料】に、【2.確認手数料】を合計した金額となります。
 - 計画変更認定申請の場合

変更に係る部分の床面積の2分の1に相当する床面積（床面積の増加を伴う変更にあつては、当該増加に係る床面積を加える）に応じて【1.認定申請手数料】に定める額となります。
- 認定申請に法第29条第3項各号に掲げる事項を記載している場合（複数棟での認定）
 - 認定申請のみ

法第29条第1項の規定による認定の申請に係る建築物（以下「申請建築物」という。）及び同条第3項に規定する他の建築物（以下「他の建築物」という。）の数が1につき、申請の内容に応じて【1.認定申請手数料】に定める金額となります。
 - 認定申請と同時に、法第30条第2項の申し出を行う場合

申請建築物につき、申請の内容に応じて【1.認定申請手数料】と【2.確認手数料】に定める金額を合計した金額と、他の建築物の数が1につき、申請の内容に応じて【1.認定申請手数料】に定める金額を合計した金額となります。
 - 計画変更認定申請の場合

申請建築物及び他の建築物の数が1につき、変更に係る部分の床面積の2分の1に相当する床面積（床面積の増加を伴う変更にあつては、当該増加に係る床面積を加える）に応じて【1.認定申請手数料】に定める金額となります。

【1.認定申請手数料】

認定単位により「表1」から「表3」を組み合わせて、認定手数料を算出します。

- 一戸建ての住宅の場合 : 「表1」
- 共同住宅等の場合
 - 住戸の部分のみ（一戸につき） : 「表1」
 - 住棟全体 : 「表2」
- 非住宅建築物の場合 : 「表3」
- 複合建築物の場合
 - 住戸部分のみ（一戸につき） : 「表1」
 - 非住宅部分のみ : 「表3」
 - 建築物全体 : 「表2」 + 「表3」

「表1」一戸建て住宅・共同住宅の住戸の部分

床面積の合計 A (㎡)	手 数 料	
	適合証の添付がある場合	適合証の添付がない場合
A < 200	5,000 円	35,000 円
200 ≤ A	5,000 円	39,000 円

備考： 「適合証」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が、申請に係る建築物の法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が法第30条第1項各号に掲げる基準に適合するものであることを証する書面をいう。

「表2」共同住宅等全体

床面積の合計 A (㎡)	手 数 料	
	適合証の添付がある場合	適合証の添付がない場合
A < 300	10,000 円	70,000 円
300 ≤ A < 2,000	21,000 円	118,000 円
2,000 ≤ A < 5,000	46,000 円	200,000 円
5,000 ≤ A < 10,000	82,000 円	287,000 円
10,000 ≤ A < 25,000	132,000 円	565,000 円
25,000 ≤ A < 50,000	200,000 円	999,000 円
50,000 ≤ A	303,000 円	1,837,000 円

備考： 「表1」一戸建て住宅・共同住宅の住戸の部分と同じ。

「表3」非住宅建築物

基 準	床面積の合計 A (㎡)	手 数 料	
		適合証の添付がある場合	適合証の添付がない場合
モデル建 物法以外 の方法	A < 300	10,000 円	232,000 円
	300 ≤ A < 2,000	27,000 円	376,000 円
	2,000 ≤ A < 5,000	82,000 円	536,000 円
	5,000 ≤ A < 10,000	130,000 円	661,000 円
	10,000 ≤ A < 25,000	164,000 円	781,000 円
	25,000 ≤ A < 50,000	205,000 円	891,000 円
	50,000 ≤ A	287,000 円	1,111,000 円
モデル建 物法	A < 300	10,000 円	89,000 円
	300 ≤ A < 2,000	27,000 円	149,000 円
	2,000 ≤ A < 5,000	82,000 円	241,000 円
	5,000 ≤ A < 10,000	130,000 円	315,000 円
	10,000 ≤ A < 25,000	164,000 円	378,000 円
	25,000 ≤ A < 50,000	205,000 円	444,000 円
	50,000 ≤ A	287,000 円	575,000 円

備考： 1 「モデル建物法」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)の基準による方法をいう。

2 「適合証」とは、法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が、申請に係る建築物の法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が法第30条第1項各号に掲げる基準に適合するものであることを証する書面をいう。

【2.確認手数料】

床面積 A (㎡)	構造計算あり	構造計算なし
$A \leq 30$	16,000 円	10,000 円
$30 < A \leq 100$	24,000 円	14,000 円
$100 < A \leq 200$	36,000 円	19,000 円
$200 < A \leq 500$	54,000 円	26,000 円
$500 < A \leq 1,000$	91,000 円	
$1,000 < A \leq 2,000$	140,000 円	
$2,000 < A \leq 5,000$	220,000 円	
$5,000 < A \leq 10,000$	260,000 円	
$10,000 < A \leq 50,000$	390,000 円	
$50,000 < A$	660,000 円	